

平成28年度 第4回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成28年7月19日(木) 午後1時30分から午後3時30分

2. 開催場所 知名町役場会議室

3. 出席委員(15人)

会長	1番	平井久元
委員	2番	田尻博樹
委員	3番	東正亮
委員	5番	伊東里美
委員	6番	川畑伸之
委員	8番	池沢清良
委員	9番	松元道夫
委員	10番	栄米子
委員	11番	本江武
会長代行	12番	先間政美
委員	13番	元栄章裕
委員	15番	池スミ子
委員	16番	芦村利広
委員	17番	三原利昭
委員	18番	中瀬秀治

4. 欠席委員(1人)

委員 14番 城村富忠

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第15号 あっせん委員の指名について(追加)

議案第16号 非農地判断について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川野兼一

事務局係長 中野吉裕 事務局主査 田中雅俊

付 議 事 項	
13:30 ~ 15:30 事務局長	<p>ただ今から、平成28年度第4回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は14番委員から欠席の連絡を受けています。15名出席ですので総会は成立します。</p> <p>それでは、平井会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>前回総会から昨日までの会務報告をさせていただきます。</p> <p>6/23 知名町糖業振興会役員会 7/7 知名町糖業振興会総会 7/12 奄美群島農政推進協議会総会 及び各種協議会総会</p>
議長	<p>これより議題事項に入らせて頂きます。日程第1の、議事録署名委員および会議書記の指名を行います。</p> <p>それでは、知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、18番中瀬委員、2番田尻委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の中野氏と田中氏を指名いたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。議題事項1番議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。</p> <p><b>【議案第13号について朗読】</b></p> <p>議案第13号は、贈与1件、売買3件となっています。</p> <p>1番1は黒貫字親田〇〇番地2, 359㎡です。 売買となっています。</p>

<p>事務局</p>	<p>2番1は屋者字高アタ子〇〇番地2,261㎡です。 あっせん農地で売買となっています。</p> <p>3番1は屋者字セキナハ〇〇番地961㎡です。 あっせん農地で売買となっています。</p> <p>4番1～3は上平川字仁乃江俣〇〇番地1,216㎡外2筆の 合計3,677㎡となっています。 贈与となっています。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たして しております。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補 足説明をお願いします。</p>
<p>17番委員</p>	<p>1番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人です。〇〇さんはバレイショ専業農 家です。現地を確認したところ、前耕作者がローズグラスを植え 付けてありましたが、畑はそのままの状態です。〇〇さんは機械 類は全て揃っております。認定農業家でもありますので、よろし くお願いします。</p>
<p>15番委員</p>	<p>2番3番説明</p> <p>2番の〇〇さんと〇〇さんは知人です。〇〇さんは南栄糖業退 職後、マンゴーとサトウキビを作っています。機械類は全て揃っ ています。</p> <p>3番の〇〇さんと〇〇さんは知人です。〇〇さんは元栄建設退 職後バレイショ専業で頑張っています。機械類は全て揃っていま す。二件ともどうぞよろしくお願いします。</p>

1 1 番委員	<p>4 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは親子です。親父が歳いって、親父の畑を するということで農業をしています。つい最近まではタバコを作 付していましたが、タバコをやめて、サトウキビ、バレイショが 主で、圃場を確認したところ、バレイショを植えるため畑を耕運 してありました。農機具等は全て揃っていますので、よろしくお 願いします。</p>
議長	<p>事務局及び地区担当委員から補足説明がありましたが、皆さん から聞きたいことはございませんか。</p> <p>ございませんか。 (はいの声あり) よろしいですか。 (はいの声あり)</p>
議長	<p>採決をとります。 それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手でお願いいた します。 (挙手全員)</p>
議長	<p>はい、有り難うございます。 全員賛成ですので、ただ今の原案は許可決定いたします。</p>
議長	<p>議題事項 2 番、議案第 1 4 号知名町地区農用地利用集積計画 (案) の決定について、事務局に説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第14号知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について、ご説明をいたします。      今月は利用権設定が3件あります。</p> <p><b>【議案第14号について朗読】</b></p> <p>利用権の設定</p> <p>1番1 屋子母字前原〇〇番地4,234㎡      賃貸借 5年の再設定となっています。</p> <p>2番1 余多字次原〇〇番地8,598㎡      賃貸借 5年の再設定となっています。</p> <p>3番1～2 下平川字大竿〇〇番地外1筆 合計4,159㎡      使用貸借 10年の再設定となっています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしております。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、それでは、補足説明を地区担当委員にお願いいたします。</p>

3 番委員	<p>1 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人です。〇〇さんは歳のため規模縮小という形になっています。〇〇農園については現在機械等も全部揃っていますので、頑張っています。現在畑については、ニンニクを作った後、畑を耕運した状態にあります。頑張っていますので、審議をよろしくお願いします。</p>
1 3 番委員	<p>2 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人であります。現地は現在地下ダム工事で工事されていますけど、工事が終わったら、バレイショを植える予定にしていると思います。機械類は揃っております。ご審議のほう、よろしくお願いします。</p>
1 5 番委員	<p>3 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは親子です。〇〇さんは一人息子で後継者ということで、農業に取り組んでいます。二つともバレイショを植え付ける予定です。機械類等も全て揃っていますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>はい、ただ今の事務局及び地区担当委員の説明に対して、何か聞きたいことはございませんか。</p>
8 番委員	<p>地下ダム工事は半年とか1年とかかかりますか。 工事のために場所を使っていますよね。</p>
1 3 番委員	<p>現在約1年経って、後1年位ですね。</p>

8 番委員	じゃ、実際に使うのは4年位ですかね。
議長	それでは、よろしいですかね。 (はいの声あり)
議長	それでは、ただ今の原案に対して、賛成の方は挙手でお願いします。 (挙手全員)
議長	はい、全員賛成ですので、ただ今の原案に対しましては許可決定いたします。
議長	議題事項3番、議案第15号あっせん委員の指名について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	<p><b>【議案第15号あっせん委員の指名について朗読】</b></p> <p>1. 申請人の住所及び氏名 住所 滋賀県近江市〇〇番地 〇〇氏</p> <p>2. 土地の表示 知名町大字芦清良字ヨテヤ〇〇番地 4,836㎡ 知名町大字芦清良字大野〇〇番地 600㎡</p> <p>抵当権の関係で、2月の総会時にあっせんから外された土地で、抹消後追加で申請したものです。</p>

議長	<p>それでは、ただ今の説明に対して何か聞きたいことはございませんか。</p>
16番委員	<p>質疑の前に、前回私と、17番委員があっせん委員として指名されました。</p> <p>該当する土地の状況把握にかかると、常に耕作はだれかがやっておりました。利用権を設定しておりましたが、それを解除されて今回売買のあっせんになっていますが、先の2月にあっせん委員にされて、直ちに着手したんですが、該当する土地の隣の畑が抵当権が設置されているというようなことで、奄美群島開発基金から借用があったみたい。書面上土地の中には抵当権が設置されたままで残っておりました。ちなみに本人と連絡をとってみたんですが、これについては親から何も聞かされていなかったと、中学校卒業してから都会に行っていましたので、地元の農地のことをまったく知らない、自分の畑もどこにあるかも知らない、ましてや地番や面積等言われても、分からないという依頼者の主張でしたので、本人が来てくれて該当する抵当権を処理してくれたら良かった。それが長引いてできませんでした。この6月にやっと抵当権が解除されてきれいになったので、改めて本人からあっせんをお願いしますという事で動きました。それまでに、抵当権を設置されていないところは、17番委員と探していたところです。ところが、土地のその隣のまとめて買いたいという購買者の希望があったので、解除するまで待ってくれとの背景がありますので、これも加味しながら審査をよろしくお願いします。又、ちなみに先に申請のあった所は、概ね知名町のリストの中から選任して、その方々と一時的には購買契約が進んでおります。以上です。</p>
議長	<p>それでは、あっせん委員の指名についてですがそのまま前の委員を指名してもよろしいですか。</p> <p>(はいの声あり)</p>
議長	<p>それでは、16番委員と17番委員お願いいたします。</p>



議長	議題事項4番、議案第16号非農地判断について、を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
事務局	<p>非農地判断の土地について、1筆ずつ読み上げますので、航空写真と照らし合わせて確認をお願いしたいと思います。</p> <p>118筆 朗読（省略）</p> <p>ただ今の地区に対して、非農地判断を除外もしくは保留したほうが良い土地がありましたら、お願いいたします。</p> <p>以下の3筆  4番 知名字湊川ノ平〇〇番地  6番 屋子母字中切〇〇番地  61番 新城字窪田川〇〇番地</p>
議長	皆さんの方から聞きたいことはございませんか。
事務局	私の方から補足なんですが、2筆は合意解約をすれば大丈夫です。保留させて下さい。
16番委員	除外の方がいいのでは。
事務局	6番の土地については、一部家庭菜園になっています。不整形で、使いづらい土地ですが。
3番委員	6番は所有者が変わっているのでは。今は〇〇さんが使用しているみたいです。

事務局	使用しているんだったら、除外した方がいいのでは。あとは違反転用の4番はどうしますか。
2番委員	5条で買って、そのままほったらかしになっています。
16番委員	農業委員会としてはすでに転用を認めてあるから、今回許可を出すと、非農地判断をすると、改めて二重の認定をするということで、矛盾が発生すると思うよ。 この書面からは外さないといけない。そうしないと二重審議になってしまう。前の取り消しして農地に戻して、再度非農地にするんだったら分かる。それをしないですと誤りが発生する恐れがある。
事務局	では、この非農地判断からは外しておきましょう。この書類からは削除します。
議長	皆さん、いかがしますか。
議長	ただ今、確認した土地を除く115筆について、非農地と判断することについて承認してもよろしいですか。
議長	よろしければ、挙手をお願いします。 (挙手全員)
議長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、非農地判断については承認いたします。

議長	報告第5号、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	報告第5号、農地法第18条第6項の規定による届出について、説明をいたします。  【報告第5号について朗読】  合意解約1件 (他者へ売買)  1番 黒貫字親田〇〇番地2,359㎡
議長	ただいまの報告に対して、聞きたいことはございませんか。
議長	それでよろしいですか。 (はいの声あり)  それでは以上を持ちまして、議題事項は終了いたします。
議長	それではその他について、事務局をお願いします。
事務局	(1) 農地パトロール (利用状況調査) について (2) 8・1調査について
事務局	次回総会 平成28年8月18日 (木) 午後1時30分より
議長	以上で、平成28年度第4回知名町農業委員会定例総会はこれをもって閉会いたします。ご苦労さまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

平成28年7月19日

議長 平井久元

署名委員 中瀬秀治

署名委員 田尻博樹